※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

社会福祉施設職員の への備えについて(2)



静岡県地震防災センタ

地震防災アドバイザー 深澤良子

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

避難行動支援に関する制度的な流れ

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ

1959年(昭和34年) 伊勢湾台風 発生

1961年(昭和36年) 災害対策基本法を制定

「災害弱者」という言葉が使われ始める 1980年代頃(昭和60年頃)

阪神·淡路大震災 発生 1995年(平成7年)

連の風水害 発生 (観測史上最大となる10個の台風が上陸) 2004年(平成16年)

集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会 2005年(平成17年)

災害時要援護者の避難支援ガイドラインを作成し、災害時要援護者の避難支援対策について方針を定める

2006年(平成18年)

災害時要援護者の避難支援ガイドラインを改定

2007年(平成19年) 災害時要援護者の避難支援における福祉と防災の連携に関する検討会

災害時要援護者対策の進め方について~避難支援ガイドラインのポイントと先進的取組事例~を作成

2011年(平成23年)

2012年(平成24年) 防災対策推進検討会議(中央防災会議の専門委員会)

災害時要援護者の避難支援に関する検討会

2013年(平成25年) 対策基本法の改正(法第49条の10 避難行動要支援者名簿規定

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を策定

2019年(令和元年)

今和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ

2020年(令和2年)

2021年(令和3年) 災害対策基本法の改正(法第49条の14 個別避難計画の作成を市町村の努力 遊離行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を改定

出典:内閣府「防災情報のページ」<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/yoshiensha.pdf>

2013年(H25年) 災害対策基本法改正

避難行動要支援者名簿 規定を創設

2021年(R3年) 災害対策基本法改正

個別避難計画の作成を 市町村の努力義務化

■「個別避難計画」

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、 個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となった(R3年)

モデル事業

市町村事業

都道府県事業

- **令和3年度: 富士市** (2ケース ※高齢者1ケース、障がい者1ケース)
- 令和4年度: 富士市 (支援体制デジタル化)、長泉町 (スタート事業)
- ■個別避難計画(※災害時ケアプラン)

静岡県社会福祉協議会 制作動画

https://youtu.be/1vkvcaVDpbQ

※YouTube

「静岡県災害時ケアプラン」で検索

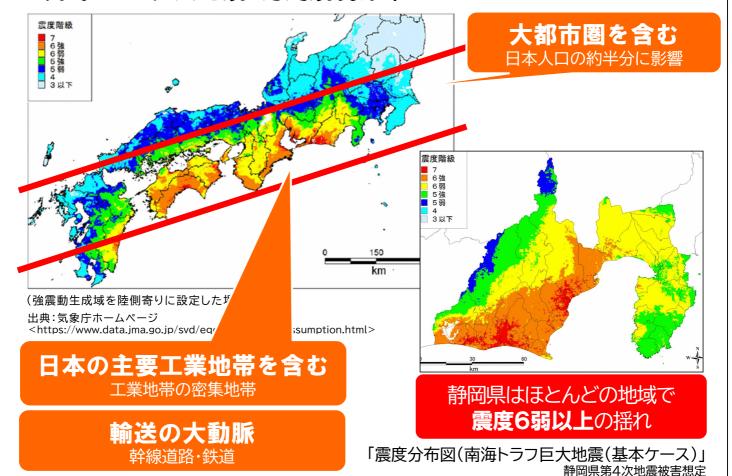




※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

地震

■南海トラフ巨大地震 想定震度分布



※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■「震度6弱」以上の揺れとは?



がさらに多くなる。 耐震性の高い木造建物で も、まれに傾くことがある. 耐震性の低い鉄筋コンク リート造の建物では、倒 れるものが多くなる. 震度階級 ▼ 7 6 6 5 5 5 4 4 3 下 静岡県はほとんどの地域で 震度6弱以上の揺れ

「震度分布図(南海トラフ巨大地震(基本ケース)」

静岡県第4次地震被害想定

耐震性の低い木造建物は

傾くものや、倒れるもの

■家屋耐震化

- ●自宅は家族が長時間過ごす場所⇒地震で倒れないようにする対策は、「命を守る」「ケガをしない」ために重要。
- ●旧耐震基準(1981年6月以前の基準)の木造住宅は、 大きな地震の揺れに弱い可能性があるため、 耐震診断を行い、必要があれば耐震化を行う。
- プロジェクト「TOKAI-O」旧耐震基準木造住宅の「耐震診断」は、令和6年度までは、無料で受けることができる。

無料の耐震診断等のお申込みは、お住まいの市役所又は町役場まで。





無料耐震診断(令和6年度まで)+耐震補強等に係る費用の一部補助(令和7年度まで)

- ※「無料耐震診断」等のお申込みは、お住まいの市役所又は町役場まで。
- ※ 木造住宅の補強計画策定及び耐震補強工事に対する補助金の「金額」「補助要件」は市町によって異なる

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■家具・家電の固定

- ●金具、ワイヤー、ベルトなどを使って、壁に固定する。 ※固定する場所はどこでも良いわけではなく、家具側、壁側も 強度のある個所を選んで固定する。
- ●または

「(床側)<u>転倒防止版</u> + (天井側) ポール式器具」 で、固定する。

- ※ポール式器具は、家具の天板、天井側とも 強度のある個所を選んで固定する。
- ○冷蔵庫、テレビ、電子レンジなど<u>家電製品の固定</u>、 ピアノの固定(または転倒防止対策)も 忘れずにおこなう。
- また、棚の中身が飛び出さないように、 チェーンや留め具などの対策をおこなう。

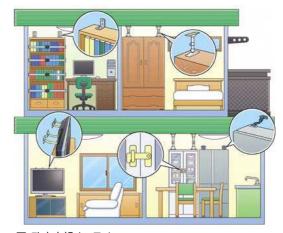


図:政府広報オンラインより https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201108/6.html#section002

静岡県HP 「家具の地震対策」



県内多くの市町で、家具固定に関する補助制度 (対象:高齢者世帯、障害者家族がいる世帯、 そどもがいる世帯など市町により異なります。また、補助の内容も異なりますので、市町の担当課までご確認ください。)

■家具配置の工夫

- ■家具・家電の固定をおこなうとともに、配置の工夫も 合わせておこなうことが有効。
 例えば、
 - □寝室や子ども部屋・高齢者の部屋には、できる限り、 背の高い家具を置かないようにする。
 - □倒れた家具で避難経路を塞がれないために、部屋の 出入口付近には、背の高い家具・家電は置かない
 - □棚の中身も、上段には軽いものを入れ、重いものは低い 位置になるよう配置する



図:「静岡県防災学習(地震)」アプリより <アプリホームページ https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/chiikikyoku/ chubuchiiki/1004324/1004325/1035129.html>

(その他、ご自宅での対策実施事例・ご意見としていただいたもの)

- ・耐震化もしたが、寝室を2階に移した。米寿の歳回りだが、階段の上り下りを頑張れる間は、2階で就寝する。
- ・高齢者用にリフォームをおこなった時に、併せて、棚を作り付けにした。
- ・子どもが独立し空いた部屋を、家具部屋にした(衣装箪笥と書棚)。ウォークイン・クローゼットのように使用。
- ★家具配置の工夫は、"<u>防災の視点を持ちながら行う、お部屋の模様替え</u>" レイアウトを考えることは小学生でもできる。 また、子ども達にも"防災を我が事"として考えてもらえる、良い機会とできる。

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■電気火災の対策





出典:経済産業ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/safety.security/industrial.safety/oshirase/2015/10/20190408-1-1.pdf

県内一部市町では、「感震ブレーカー」設置の補助制度があります

(補助の対象や内容は市町により異なりますので、市町の 担当課にご確認ください)

■ガラス飛散防止フィルム

- ■過去の地震でも、対策をしていないガラス窓は割れて破片が飛散。飛散防止フィルムは、ガラスが割れても破片が飛んで来ないようにすることと、避難経路に散乱し避難の妨げになることを防ぐ。
- ○「台風の備え」(強風による飛来物が当たった際の、窓ガラスの飛散防止の対策)としても有効。
- ●棚の扉がガラス扉の場合も、フィルム貼付を検討。



↑は、ガラス飛散防止フィルムを貼付したガラスを、 金づちで叩いたところ。ガラス飛散防止フィルムに より、割れてもバラバラに飛び散らない。

施設・事業所では…

- ★施設・事業所等の建屋についても、地震で「倒れない・崩れない」対策は大前提です。また、 事務所のオフィス什器・設備の固定(落ちてこない・倒れてこない・移動してこないようにする ための対策)も、欠かすことはできません。これは、サービス利用者さんの安全のためだけでなく、 従業員・職員の安全確保のためにも必須です。
- ★発災時の、従業員・職員の安全確保は、施設・事業所の社会的責任の重要事項の一つです。 防災訓練の際など、定期的に、既存の対策設備の劣化が無いか、対策が十分であるかなどを、 確認するようにします。
- ★従業員・職員の皆さまも、職場の防災を「我が事」として、身の回りの安全が保たれているかを、 時折、見つめ直してみてください。

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■緊急地震速報

- ■緊急地震速報は、「間もなく強い揺れが来る」という 予測情報。
- ■緊急地震速報から強い揺れが到達するまでの時間は、 <u>数秒から長くても数十秒</u>程度と極めて短い。 (短くても、できることがある)
 - ※強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、工場等で機械制御を行うこと、などに活用
- ■緊急地震速報を聞いたら、あわてず、 まわりの人に声をかけながら、まず身の安全を!!
- ★【注意】<u>震源に近い場所</u>では、緊急地震速報が、 強い揺れの到達に<mark>間に合わない場合がある</mark>。
- ★突然の揺れに見舞われた時は、 緊急地震速報がなくても、身を守る行動をとる。

緊急地震速報~その時どう動く?「数秒間の心がまえ」



政府インターネットテレビ https://nettv.gov-online.go.jp/prg/24210.html



■発震、その時の「身を守る」行動

(こちらの動画をご視聴ください)

■備蓄

- ●食料 I日3食×家族分×7日分以上
 - □ ローリングストックを上手に使う
 - ※インスタント食品やレトルト食品、乾麺など、普段食べ慣れている 日持ちのする食料品を少し多めに用意し、日常生活の中で使、 使ったら買い足す
- ●飲料水 I日3ℓ× 家族分× 7日分以上
- ●携帯トイレ・非常時用トイレ

1日5回×家族分×7日分以上

※上下水道が止まると、水洗トイレは使えません。

食べることは多少我慢ができても、トイレは我慢できません。過去の地震災害では トイレに行く回数を減らすために、水を飲む回数を減らし、体調を崩してしまう人もいました。



- ・他から調達できない(しにくい)もの: 処方薬、アレルギー対応のもの、等
- ・必要な物:赤ちゃん用(ミルク、おむつ、おしりふき等)、介護用(介護食、おむつ等)、 女性用(生理用品等)、ペット用(フード、糞尿処理用品等)
- ★地震災害だけでなく、断水・停電の際にも、飲料水、携帯トイレ等の備蓄が有効

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっています。

■非常持ち出し袋、避難装備品

- ★<u>津波浸水想定区域</u>にいる場合、「命を守った(身を守った)」次は、**即時避難!** その際、非常持ち出し袋と避難装備品の事前準備が有効。
 - □ 「事前準備」できていなかったら、何も持たず手ぶらで避難
 - └ 「○○に帰れば、用意してある」という場合も、取りに戻らない。
- ●非常持ち出し袋 一時的な 食料・飲料水・携帯トイレ など (冬場は使い捨てカイロ、その他家族構成により必要な物 例:赤ちゃんの物) いざという時に使える状態(使用期限)、背負える・持てる重量にする
 - ※津波避難の場合、津波の危険が去るまで、津波避難場所などで危険をやりすごす。 津波の危険が去るまでの時間は、長くなる可能性もあり。
- <u>避難装備品</u> 夜間に備えて<u>懐中電灯など、雨天</u>に備えて<u>雨具</u>、 身を守る<u>ヘルメットや防災頭巾、軍手・革手袋、ホイッスル</u>など



■静岡県の沿岸部にImの津波が到達する時間(南海トラフ巨大地震)

●南海トラフ巨大地震での 静岡県への津波到達時間は 非常に早い

> 湖 松

西

湖 松

(単位:分)

最大クラス地震※

フ

相模トラ

市

松

市

(単位:分)

相模トラフ 最大クラス地震 松

市

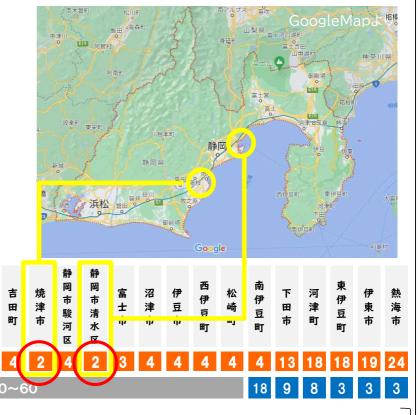
南

田

#

Ш

市



※静岡県第4次地震被害想定調査(第一次報告) 平成25年6月発表 [南海トラフ巨大地震 ケース①⑥]

之原

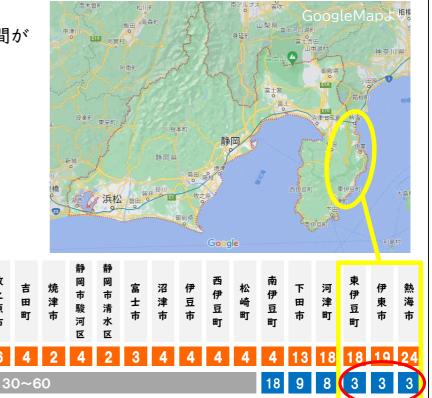
前

※静岡県第4次地震被害想定(追加) 相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定 平成27年1月発表

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっています。

|静岡県の沿岸部に | mの津波が到達する時間(相模トラフ最大クラス地震)

相模トラフ最大クラス地震では 伊豆半島東側への津波到達時間が 非常に早い



※静岡県第4次地震被害想定調査(第一次報告) 平成25年6月発表 「南海トラフ巨大地震 ケース(1)⑥]

吉

Ż

原

Ш

※静岡県第4次地震被害想定(追加) 相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定 平成27年1月発表

ハザードマップ



※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■ハザードマップ

国土交通省 重ねるハザードマップ

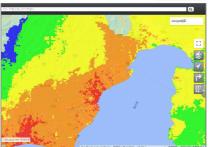
重ねるハザードマップ



_{静岡県} 静岡県GIS

静岡県GIS

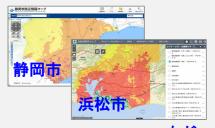
検索



- ●インターネット上のシステムを操作しながら使うもの
 - □ [国交省]重ねるハザードマップ、[静岡県]静岡県GIS、 その他、同様のシステムを公開している市町もある。
- ●市町から各戸配布されている印刷物や、印刷用のPDF
 - ∟お住いの市町のハザードマップは必ず確認
 - □地震、津波、洪水、土砂災害など、市町で想定のある 種類全てについて、自分の生活範囲の災害リスクを 確認する(災害リスクの有無、ある場合はその程度)

各市町 ハザードマップ

インターネット版 (動的コンテンツ)



など

各戸配布



■ハザードマップで確認すること

- ●お住いの市町のハザードマップ(各戸配布されているものなど)は、必ず確認する
 - □ お住いの市町で想定のある災害の種類全てについて、自宅、自分の生活範囲の 災害リスクの有無、ある場合にはその程度について確認をする
 - ※地震(震度・液状化)、津波、洪水・内水氾濫、土砂災害(崖崩れ・地すべり・土石流)、火山、など

★避難場所

災害から命を守るために避難する場所







避難場所 津波避難場所 津波避難ビル





★避難所

滞在を伴う施設 例:「川が溢れそうなので」



「危険性が無くなるまで滞在」 「災害で家に戻れなくなった」

☑ 例:「地震で家が壊れ、今、家で生活できない」



自宅で安全が確保できる場合は (自宅に、倒壊や焼損、浸水、流出の 危険性が無い場合は) 避難所へ行く必要はありません

●お住いの市町以外の場所(勤務先や家族の学校などが、他の市町や県外の場合)は、 「静岡県GIS」や「重ねるハザードマップ」を用いて、同様の項目について調べる。

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■静岡県防災アプリ

- ●平常時に利用する情報
 - し ハザードマップ
 - □ 学習コンテンツ
 - └ 避難トレーニング など
- ●緊急時に利用する情報
 - └ 災害に関する緊急情報は、プッシュ通知される
 - □ 現在地の防災情報、マップ
 - └ リアルタイムの情報のポータルとして
 - ・気象庁:ナウキャスト など
 - ・日本気象協会:台風情報 など
 - ·静岡県土木総合防災情報:SIPOS-RADAR など



静岡県ホームページ<https://www.pref.shizuoka.jp/ bousai/application.html>

★風水害からの避難には、防災行政無線の放送やメール配信もある。 加えて、防災気象情報や、避難に関する警戒レベルなどの情報を、

自身でリアルタイムにできれば、よりタイミングを逃さない、適切な避難行動が可能。 「静岡県防災アプリ」は、リアルタイム情報の取得に便利。 ※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■静岡県防災アプリ(一部コンテンツの紹介)



※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

| 南海トラフ地震臨時情報



■南海トラフ地震臨時情報

●南海トラフでは、想定震源域の東側と西側で 大規模地震が時間差で発生した事例がある



先発地震の発震後、 後発地震の領域であらかじめ警戒することで 被害を軽減する (例えば、東側で発震したら、西側が警戒)





(こちらのコンテンツを ご参考ください)

■事前避難対象地域

- ●後発地震の発生に備え | 週間避難を継続すべき地域
- └「住民事前避難対象地域」 全ての住民等が1週間の避難を継続する
- ∟「高齢者等事前避難対象地域」 要配慮者に限り」週間の避難を継続する



※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応 「静岡県版ガイドライン」

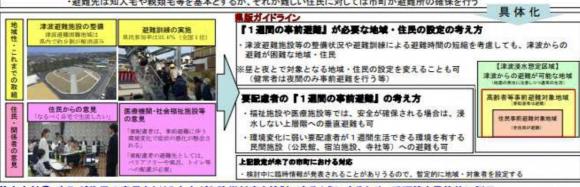


南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応「静岡県版ガイドライン」の概要 基本方針①:本県の多様な地域性やこれまで実施してきた地震・津波対策への取組、住民・関係者の意見等を踏まえたものとする

■ガイドライン ・地震発生後の避難では、明らかに避難が完了できない地域の住民は、『1週間の事前避難』が必要

・避難先は知人宅や親類宅等を基本とするが、それが難しい住民に対しては市町が避難所の確保を行う







基本方針②:市町が住民の意見をとり入れながら防災対応を検討できるようにするため、手順等を具体的に例示

■ガイドライン・防災対応の検討にあたっては、必要に応じて住民の意見を十分に聴く

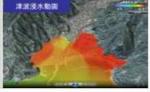
具体化 地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行う

県版ガイドライン ≪市町が住民や関係者の意見を十分に聴き、協議を行うための具体的検討方法(手順・資料等)を例示≫

【伝え方の工夫】

ラスト等を用いて、 臨時情報をわかりや すく説明 の津波リスクを正し く理解 動画を用いて、地域







市町への支援 財政支援 職員派遣による市 町検討支援 津波浸水動画等の

来年度中に、全市町の事前避難対応を完了

その他



※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■「わたしの避難計画」

●今後起こりうる大規模災害に備え、 一人ひとりが「いつ」「どこ」に避難するかを事前に整理する「わたしの避難計画」を 簡単に作成できるサイトです。

身の回りの津波や水害、土砂災害のリスクを画面で確認しながら、



「はい」「いいえ」の 簡単な質問に答えると 短時間で、 各自の避難計画が 完成します。





■全ての前提:「自分の無事」「家族の無事」

●災害は家族が一緒の時を選んで起きてくれるわけではない。 (曜日、時間帯によって家族のいる場所は異なる)

そのため、平時の内に以下3点、家族で話し合いを行い、情報を共有しておく。

□各自の避難場所

※バラバラな場所にいても各自が自身の安全を確保できるよう、曜日・時間帯毎、 また、災害種類毎の「避難場所」をハザードマップで確認し、家族内で共有しておく

△集合場所の申し合わせ

※各自が安全確保した後、皆が集合する場所を申し合わせておく

□安否確認方法(複数の方法を決め、練習もしておく)

※無事が確認できれば、発災後すぐに集合できなくても、落ち着いた行動をとれる ようになる。

(171、web171、家族LINE、メール、携帯キャリアの災害用伝言版、三角連絡法、など)

★"…日頃から家族で避難行動について十分に話し合って、避難経路や避難場所を確認しておくことが必要です。<u>お互いに「一人でも避難しているはず」と信頼できて</u>初めて、すみやかな避難行動ができるからです。…" (東日本大震災釜石市教訓集より)

※動画視聴時にお使いいただく資料ではなく、後日ご参考いただくための資料になっております。

■静岡県地震防災センター





●ご案内

静岡市葵区駒形通5丁目9番1号

TEL: 054-251-7100

開館時間: 9時~16時

入館料: **無料**

休館日: 月曜日、年末年始





